第 1 回草津市農業委員会総会会 議 録

令和5年7月20日

## 第1回草津市農業委員会総会議事日程

令和5年7月20日 午後1時30分から

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名委員の指名について
- 第 3 議第33号 会長の選出について
- 第 4 議第34号 副会長の選出について
- 第 5 議第35号 草津市農地利用最適化推進委員の委嘱につき、 議決を求めることについて
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 運営委員会委員の選任について
- 第 8 各委員の担当地区の決定について
- 第 9 一般社団法人滋賀県農業会議の常設審議委員について

#### 1. 農業委員

・会議に出席した委員

1番	奥村	厚夫	2番	我孫	子 利和	3番	杉江	善博
4番	角井	廣司	5番	中島	春樹	6番	中瀬	康夫
7番	<b></b> 字井	修	8番	田中	実	9番	田中	治嗣
10番	田中	廣之	11番	中島	健一	12番	木下	弥生
13番	奥村	次一	14番	堀	裕子			

・会議に欠席した委員

### 2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1番	辻 善一	2番	田村	茂	3番	中野	孝彦
4番	山本 光作	5番	佐山	末男	6番	山岡	康一
7番	山本 隆臣	8番	山元	憲司	9番	片岡	正春
10番	一浦 秀樹						

#### 3.事務局

・会議に出席した職員

事務局長 相井 義博 参事 服部 英亜 主任 宇野 耀

事務局長

ただ今から、第25期草津市農業委員会の第1回目の総会を開催いたしま す。私は農業委員会事務局長の相井と申します。

初回の総会でもありますので、議長選出まで、本職で進行させていただきますので、御協力よろしく、お願い申し上げます。

本日、出席委員は、14名全員であり、定足数に達しており、総会が成立することを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

まず初めに、各農業委員さんの自己紹介をお願いします。

各委員さんの御住所と、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、 御起立のうえ、自己紹介をお願いします。

(山寺町) 奥村厚夫委員、(東草津三丁目) 我孫子利和委員、(野路町) 杉 江善博委員、(新浜町) 角井司委員、(北山田町) 中島春樹委員、(南山田町) 中瀬康夫委員、(集町) 今井修委員、(下笠町) 田中実委員、(下物町) 田中治 嗣委員、(上寺町) 田中廣之委員、(北山田町) 中島健一委員、(志那中町) 木 下弥生委員、(馬場町) 奥村次一委員、(野路八丁目) 堀裕子委員、以上委員 の皆委員の御紹介を終わります。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

参事の服部でございます。主任の宇野でございます。会計年度任用職員の森でございます。会計年度任用職員の徳谷でございます。改めまして、事務局長の相井でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

なお、会計年度任用職員については、窓口業務がありますことから、ここで退席いたします。

(森、徳谷 退席)

事務局長

それでは、本日の議事に入ります。

農業委員任命後の初の総会でありますため、草津市長が招集し、会長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条に準じ、最年長の委員に臨時議長の職務をお願いすることといたします。

本日、委員の中では、角井廣司委員が最年長の委員でありますので、角井 廣司委員に臨時の議長をお願いしたいと思います。角井廣司委員、どうぞ議 長席へお願いします。

臨時議長

ただ今、御紹介をいただきました角井でございます。

角井委員

初めての総会のため、地方自治法第107条の準用によりまして、臨時の議長の職務を務めます。会長が選任されるまで、委員各位の御理解、御協力

で議事が円滑に進行するよう、よろしくお願いします。

臨時議長

これより、第1回農業委員会総会を開会し、ただちに議事に入ります。

角井委員

日程第1仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、御着席の議席といたします。

臨時議長

日程第2会議録署名委員の指名を行います。

角井委員

会議録署名委員は、草津市農業委員会会議規程第19条第2項の規定により、2人以上を定めることとなっています。

指名の方法は、慣例により議席番号の1番と14番から始まり、次回の総会では2番と13番という形で順次指名し、予定者が欠席の場合、次の議席番号の委員を指名することになっています。

以上の慣例により、本日の会議録署名委員は、今の着席位置順に仮に番号を付けさせていただき、議席番号1番 奥村厚夫委員、議席番号14番 堀裕子委員、以上の両人を指名いたします。

臨時議長 角井委員 次に、日程第3議第33号会長の選出について、および日程第4議第34 号副会長の選出についての2件は関連するものでありますので、一括議題と し、選出の方法を規定した草津市農業委員会規程について、事務局に説明さ せます。

事務局長

草津市農業委員会規程第2条第5項の規定により、「会長および副会長は、 委員の互選による」と定められております。

また、指名推選の方法によって選出することは差し支えありません。

なお、規程第2条第4項の規定により、それぞれ任期は1年となります。 選出の方法としては、①全委員の投票選挙により選出する「互選」という方 法、②選考委員を選任し、選考委員会で協議、選出し総会で同意を得る「指 名推選」という方法、以上、2つの方法が考えられます。

本委員会におきましては、従来から選考委員会で候補を決めてもらい、これを総会で同意を得るという、「指名推薦」により選出する方法が採られています。

臨時議長 角井委員 従来、採られてきた選任方法ならびに慣例などについて、その理由を説明 願います。

また、選考委員会の委員構成についても説明願います。

事務局長 正・副会長の選出について、本市農業委員会では、これまで全委員の投票

による方法を採られたことはありません。

その理由につきましては、初対面の方も多く、お互いのことがよくわからない状況で、投票・選挙は無理があるという理由で、地区偏在が無い形で選考委員を立て、役員を選出する方法がこれまで採用されてきたと聞き及びます。

また、会長職は第9期の頃から旧学区単位順で選出していく方法が慣例化されてきました。

副会長についても、同じ方法が採用され、会長、副会長とも、選考委員会において選出いただいております。

選考委員会の構成ですが、従来の方式を継承するならば、議席番号1番から10番の地元推薦委員から、旧学区ごとに各1名、但し、志津・草津からは1人の選考委員、そして、議席番号11番から14番の地元推薦以外の委員から1名の計6名の選考委員を考えております。

臨時議長 ただ今、事務局から正・副会長選出についての説明がありました。 角井委員 お諮りいたします。

> 正副会長の選出方法につきましては、過去の例などを踏まえて、事務局が 説明した6名による選考委員会を開いて選出するという方法を採りたいと思 いますが、これに御異議はございませんか。

(意見なし)

臨時議長 異議なしと認めます。

角井委員 それでは、議席番号1番から10番の地元推薦委員から、草津・志津は1名、 以外の旧学区ごとに1名、議席番号11番から14番の地元推薦以外の委員 から1名の選考委員を選出いただき、本職まで報告願います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

臨時議長再開いたします。

んか。

角井委員 選考委員の選出結果の報告を受けましたので、御報告いたします。

地元推薦委員から、(志津・草津学区) 奥村厚夫委員、(老上学区) 杉江善博委員、(山田学区) 中島春樹委員、(笠縫学区) 田中実委員、(常盤学区) 田中治嗣委員、地元推薦以外の委員から奥村次一委員、以上の方々であります。 ただ今の6名の委員を、選考委員として選任することに御異議ございませ

5

(異議なし)

臨時議長 異議なしと認めます。

角井委員 それでは、選考委員の皆さんには、ただちに別室において、正副会長の選 考を行っていただき、後ほど、代表者の方は、その結果を本職まで御報告願 います。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

臨時議長 再開いたします。

角井委員 選考結果について、選考委員の代表者から御報告願います。

(選考委員 報告)

13番 選考委員を代表いたしまして、13番奥村より選考結果をご報告させてい 奥村 ただきます。会長には、議席番号6番 中瀬康夫委員、副会長には、議席番 号10番 田中廣之委員を推薦いたします。

臨時議長 ただ今、選考委員の代表者である奥村次一委員から、会長には、議席番号 角井委員 6番 中瀬康夫委員、副会長には、議席番号10番 田中廣之委員を選出し たとの御報告がありました。

このことについて、御意見・御質問はございませんか。

(異議なし)

臨時議長 御意見・御質問なしと認めます。

角井委員 お諮りいたします。

選考委員会における選考結果のとおり、会長に、中瀬康夫委員、副会長に、 田中廣之委員を選出することに御異議はございませんか。

(異議なし)

臨時議長 御異議なしと認めます。

角井委員

臨時議長 よって、草津市農業委員会会長に、中瀬康夫委員、副会長には、田中廣之

角井委員 委員を選出することに決しました。

ただ今、会長および副会長に選出されました両委員より、それぞれ就任の 御挨拶をお願いします。

中瀬会長

只今草津市農業委員会会長に選出されました中瀬でございます。農業委員会のことにつきましては、知識はございませんけれども、みなさまのご協力をいただきまして、農業委員の活動が円滑に一年間進めさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

田中副会長

田中廣之でございます。わたくしも初めてのことですので、分からないことばかりでございますが、みなさまのご協力を得まして、草津市の為に活動が出来たらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長 角井委員 それでは、新会長が決定いたしましたので議長を交代させていただきます。 議事の進行に、委員各位の温かい御協力をいただき、滞りなくその職務を 果たすことができました。厚くお礼申しあげます。

暫時休憩いたします。14時20分、再開とします。 以上をもって、臨時議長の席を降壇いたします。 ありがとうございました。

(暫時休憩)

会長

再開いたします。

日程第5議第35号「草津市農地利用最適化進委員委嘱につき、議決を求めることについて」を議題とし、事務局ら議案の朗読説明願います。

事務局長

農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第 17条第1項の規定により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に 熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなけれ ばならない」と定められております。

これにつきましては、令和5年3月1日から3月28日までに推進委員の 募集を行い、期間中に推薦・応募をいただきました10名の方を、先般開催 しました選考委員会において選考いただいたところでございます。農業委員 会法第17条第1項の規定に基づきまして、(青地町) 辻善一様、(草津三丁 目) 田村茂様、(野路7丁目) 中野孝彦様、(矢橋町) 山本光作様、(木川町) 佐山末男様、(山田町) 山岡康一様、(平井6丁目) 山本隆臣様、(下笠町) 山 元憲司様、(片岡町) 片岡正春様、(志那町) 一浦秀樹様、を推進委員に委嘱 するにあたり、農業委員会の議決を求めるものであります。

会長 以上で事務局の説明が終りました。これより、質疑に入ります。 ただいま、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長ないようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり承認することに、 賛成方挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、「議第35号草津市農地利用最適化推進委員の委嘱につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり承認いたしました。

会長 次に、日程第6議席の指定を行います。

議席は、草津市農業委員会会議規程第6条第1項の規定により、会長が定めることになっております。

農業委員の指名と、その議席番号を事務局に朗読させます。

事務局長
それでは、議席番号とお名前を申し上げます。

特に返事や起立の必要はございません。

1番 奥村厚夫委員、2番 我孫子利和委員、3番 杉江善博委員、4番 角井廣司委員、5番 中島春樹委員、6番 中瀬康夫委員、7番 今井修委 員、8番 田中実委員、9番 田中治嗣委員、10番 田中廣之委員、11 番 中島健一委員、12番 木下弥生委員、13番 奥村次一員、14番 堀 裕子委員、以上です。

会長ただ今、事務局が読み上げましたとおり、議席を指定いたします。

会長 次に、日程第7運営委員会委員の選任を行います。

選任方法について、事務局に説明をさせます。

事務局長御説明申し上げます。

草津市 農業委員会 運営委員会設置要綱 第3条の規定により、その構成は

会長、副会長および委員若干名をもって組織すると規定されております。

会長は山田学区、副会長は常盤学区であり、既に決定されておりますことから、残る学区から、委員若干名を決定していただく必要があります。

ただし、志津学区と草津学区は合わせて1名としており、また、議席番号 11番から14番までの地元推薦以外の委員の中から1名の計6名を選出い ただいてはどうか、と考えております。

参考に申しますと、前期委員も同じ選出ルールでございました。

会長お諮りいたします。

ただ今事務局から、説明がありましたとおり、運営委員会委員について、 正会長の出身旧学区、つまり、山田学区と常盤学区外学区から各1名、ただ し、志津学区と草津学区合わせて1名、そして、地元推薦以外の委員の中か ら1名を選出することについて、御異議はございませんか。

(異議なし)

会長御異議なしと認めます。

それでは、志津および草津学区から1名、笠縫学区ら1名、老上学区から1名、地元推薦以外の委員の中から各名を選出していただき、本職まで御報告願います。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

会長 再開いたします。

運営委員会委員の選任の結果が本職まで届けられましたので、御報告いたします。

(志津・草津学区)2番 我孫子利和委員、(笠縫学区)7番 今井修委員、 (老上学区)3番 杉江善博委員、地元推薦外の委員の中から11番 中 島健一委員以上であります。

この結果、運営委員会委員については、ただ今、御報告した委員の方々の他に、(山田学区)である私、6番 中瀬康夫と、(常盤学区)10番 田中廣之委員、計6名担当していただくことになります。

一年間よろしくお願いします。

会長 次に、日程第8各委員の担当地区の決定を行います。 お手元の原案について、事務局に説明をさせます。 事務局長

農業委員さんの内、地元推薦の委員は、農地転用などの農地法関係業務や、 農家相談など農業委員活動を推進するため、担当地区を決めることになって おります。

お手元に配付した原案は、従来からの担当地区を参考に、実際に活動された旧委員の皆委員の意見を反映して作成いたしました。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

会長

ただ今、事務局が説明いたしました担当地区割りの原案について、何か御 意見・御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

会長

ないようでありますので、採決に入ります。

担当地)区割りについては、原案のとおり決定したいと思います。 これに御異議ございませんか。

(異議なし)

会長

御異議なしと認めます。

よって各委員の担当地については、原案のとおり決定しました。

会長

次に、日程第9「一般社団法人滋賀県農業議常設審議員について」を議題 とします。

事務局より説明を願います。

事務局長

滋賀県農業会議の常設議委員ついては、農業会議の定款より、「滋賀県の市町におかれる農業委員会の会長、または当該農業委員会が指名した委員」が会員となり、理事会の了承を得て選任すると定められています。

以前から、会長がこれに当たっており、会長を滋賀県農業会議の常設審議 委員にお願いたしたいと考えております。

会長

ただ今、事務局より説明のあった件について、各委員さん御意見・御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

会長

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

採決に入ります。

滋賀県農業会議常設審議委員には会長たる私が就任することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

会長御異議なしと認めます。

よって、滋賀県農業会議の常設議委員の件は決定ました。

会長
以上、本日審議いただく案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時07分

# 草津市農業委員会会議規程第19条 第2項によりここに署名する

令和5年7月20日

会			長	中瀬	Į	康夫			
署	名	委	<u>員</u>	奥村	<u> </u>	厚夫			
署	名	委	員	堀	袑	子			